

## 4. 今後に向けて

地方公共団体アンケート調査結果や地域WGでの検討結果を踏まえると、地方公共団体の各部署における適応策に関する認識は、あまり高いとはいえないため、①庁内外での適応策の必要性の周知や②地球温暖化影響も考えて施策の検討を進めていく必要がある。

また、今後、公表が予定されている「適応策ガイドライン」を参考にしながら、九州・沖縄地方の各地方公共団体が地域特性に応じた適応策を推進していく必要がある。

さらに、九州・沖縄地方においても多くの地方公共団体やその研究機関等が「気候変動適応社会をめざす地域フォーラム」(略称：地域適応フォーラム)に参加し、多くの主体の連携・協力により、地域主導の適応策推進に向けて活動を進めることが望まれる。

### (1) 九州・沖縄地方の地球温暖化影響・適応策推進上の課題

#### ①地球温暖化影響やその対応の地方公共団体における位置づけ

地方公共団体アンケート調査では、3県2市の6部署が「地球温暖化の影響や対応に関する条例がある」と回答しており、条例の名称は下表のとおりである。このうち、「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」には「地球温暖化への適応」が示されている。

#### ■条例の名称

地方公共団体名	条例名
佐賀県	●佐賀県環境の保全と創造に関する条例
宮崎県	●みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例●宮崎県水と緑の森林づくり条例
鹿児島県	●鹿児島県地球温暖化対策推進条例
北九州市	●北九州市環境基本条例
福岡市	●福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例

また、半数の部署が関連計画に地球温暖化関連の記述があると回答している。その具体的名称は下表のとおりである。現状では緩和を中心に記述されているが、今後は適応の視点も組み込んでいく必要がある。

#### ■計画の名称

地方公共団体名	計画名
福岡県	●福岡県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)●新たな交通ビジョン(仮称) ●次期漁港漁場整備長期計画●福岡県協同農業普及事業の実施に関する方針 ●福岡県農業総合試験場研究推進計画
佐賀県	●環境基本計画●地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画●佐賀県地球温暖化防止地域計画 ●佐賀県総合計画2011●有明海沿岸海岸保全基本計画●松浦沿岸海岸保全基本計画 ●佐賀県国土利用計画(第4次)●佐賀県住生活基本計画 ●(中部・北部・南部・東部)地域マスタープラン ●(佐賀・小城)都市計画区域マスタープラン●新しい佐賀の森林づくりビジョン ●佐賀県東部地域森林計画●佐賀県西部地域森林計画●松くい虫被害対策事業推進計画 ●佐賀県食と農の振興計画2011●平成23年度佐賀県教育の基本方針

■計画の名称（つづき）

地方公共団体名	計画名
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長崎県環境基本計画●長崎県ストップ温暖化レインボープラン</li> <li>●環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画</li> <li>●ゴミゼロながさき実践計画●長崎県総合計画●ながさき 21 水ビジョン</li> <li>●長崎県水産業振興基本計画●ながさき農林業・農山村活性化計画</li> <li>●ながさき農林業・農山村活性化計画●長崎県教育振興基本計画</li> </ul>
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第四次熊本県環境基本計画●生物多様性くまもと戦略</li> <li>●くまもとの夢 4 カ年戦略●熊本県海岸基本計画（有明海、八代海、天草西）</li> <li>●熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針</li> <li>●林業労働力の確保の促進に関する基本計画●地域森林計画</li> <li>●熊本県森林吸収量確保推進計画●水産業基本構想（農林水産政策課）</li> <li>●熊本県協同農業普及事業の実施に関する方針</li> <li>●熊本県食料・農業・農村計画●熊本県農業試験研究推進構想</li> <li>●平成 23 年度義務教育課取組の方向</li> <li>●平成 23 年度熊本県立学校環境教育推進事業</li> </ul>
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大分県新環境基本計画●大分県地球温暖化対策地域推進計画</li> <li>●大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005」</li> <li>●本年度作成中の大分県農業農村整備長期計画（仮称）●おおいた農山漁村活性化戦略 2005</li> </ul>
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宮崎県環境計画●宮崎県総合計画●地域森林計画書●第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画</li> <li>●第七次宮崎県農業・農村振興長期計画●第二次宮崎県教育振興基本計画</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鹿児島県環境基本計画●鹿児島県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）</li> <li>●鹿児島県都市計画基本方針●鹿児島県住生活基本計画●鹿児島県森林・林業振興基本計画</li> <li>●家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画●鹿児島県農業試験研究推進構想</li> <li>●協同農業普及事業の実施に関する方針●鹿児島県教育振興基本計画</li> </ul>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沖縄県地球温暖化対策実行計画●沖縄 21 世紀ビジョン●沖縄県住生活基本計画</li> <li>●都市計画区域マスタープラン●沖縄県広域緑地計画●沖縄県長期水需給計画</li> <li>●沖縄北部地域森林計画●沖縄中南部地域森林計画●第二次沖縄県生涯学習推進計画</li> <li>●沖縄県教育長期計画</li> </ul>
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北九州市環境基本計画●北九州市地球温暖化対策地域推進計画</li> <li>●北九州市環境モデル都市行動計画●北九州市生物多様性戦略</li> <li>●小倉都心部低炭素まちづくり推進プラン●黒崎副都心低炭素まちづくり推進プラン</li> <li>●北九州市基本構想●北九州市下水道ビジョン●北九州市緑の基本計画</li> <li>●北九州市環境教育プログラム</li> </ul>
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡市環境基本計画●福岡市温暖化対策地域推進計画●福岡市役所環境保全実行計画</li> <li>●福岡市 新・緑の基本計画●福岡市下水道ビジョン 2018</li> <li>●下水道における温室効果ガス削減プラン●福岡市道路整備アクションプラン 2011</li> <li>●福岡市水道長期ビジョン●福岡市水産業総合計画</li> </ul>
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 3 次熊本市環境総合計画●熊本市低炭素都市づくり戦略計画●熊本市第 6 次総合計画</li> <li>●都市マスタープラン●住宅マスタープラン●熊本市農水産業計画</li> </ul>

②地方公共団体で地球温暖化影響やその対応に取り組む体制

地方公共団体アンケート調査では、全ての地方公共団体が地球温暖化に関する部局横断的な枠組みを有しており、その名称は次ページの表のとおりである。また、そのうち半数は適応策の推進が目的に含まれている。

熊本県では、地球温暖化対策推進連携会議の中に地球温暖化影響適応部会を設置して、適応策に関する検討を開始している。同部会の関係部署とその部署で担当している関連業務を次ページの表に示す。

■部局横断的な枠組みの名称

地方公共 団体名	部局横断的な枠組み名	適応策の 推進
福岡県	●環境保全実行計画推進部会	
佐賀県	●地球温暖化対策推進本部	○
長崎県	●21 長崎県環境づくり推進本部	○
熊本県	●地球温暖化対策推進連携会議（地球温暖化影響適応部会を設置）	○
大分県	●地球温暖化対策地域推進計画に基づく部局横断的な取組みを実施	
宮崎県	●環境保全対策調整会議	○
鹿児島県	●地球温暖化対策推進本部	○
沖縄県	●環境基本計画推進会議	
北九州市	●環境モデル都市庁内推進本部	
福岡市	●ヒートアイランド対策検討会●エコ・ウェイブふくおか会議	○
熊本市	●低炭素都市づくり戦略計画推進本部	

■熊本県地球温暖化対策推進連携会議 地球温暖化影響適応部会

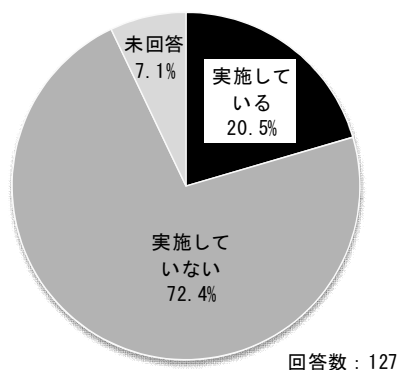
部・課 (室、センター) 名	関連業務
健康福祉部	
健康危機管理課	温暖化の影響による健康危機管理に関する事
環境生活部	
環境立県推進課	環境行政施策の調整、地球温暖化対策の推進、循環型社会形成及び地下水保全対策の推進に関する事
環境保全課	大気に関する事
自然保護課	温暖化の影響に対する自然環境保全対策に関する事
農林水産部	
農業技術課	温暖化の影響による病虫害防除対策の推進に関する事
園芸課	施設園芸等における省エネルギー化対策、温暖化に適応する果樹品種の導入に関する事
畜産課	畜産環境対策（メタン発生抑制）、温暖化による家畜暑熱対策に関する事
農地整備課	海岸保全事業（地球温暖化による海面上昇への対応）に関する事
森林保全課	保安林の整備（森林吸収源、地球温暖化による集中豪雨等山地災害対応）に関する事
水産振興課	漁場環境及び養殖、資源管理及び栽培漁業（海水温上昇等への対応）に関する事
漁港漁場整備課	漁港・海岸（水産庁所管）関係事業（地球温暖化による海面上昇への対応）に関する事
農業研究センター	温暖化に対応した農産物の技術開発に関する事
水産研究センター	水産関係の調査・試験研究（温暖化の影響への対応）に関する事
土木部	
河川課	河川事業（地球温暖化による集中豪雨等災害への対応）に関する事
港湾課	港湾・海岸事業（地球温暖化による海面上昇への対応）に関する事

### ③地方公共団体による地球温暖化に関する情報発信

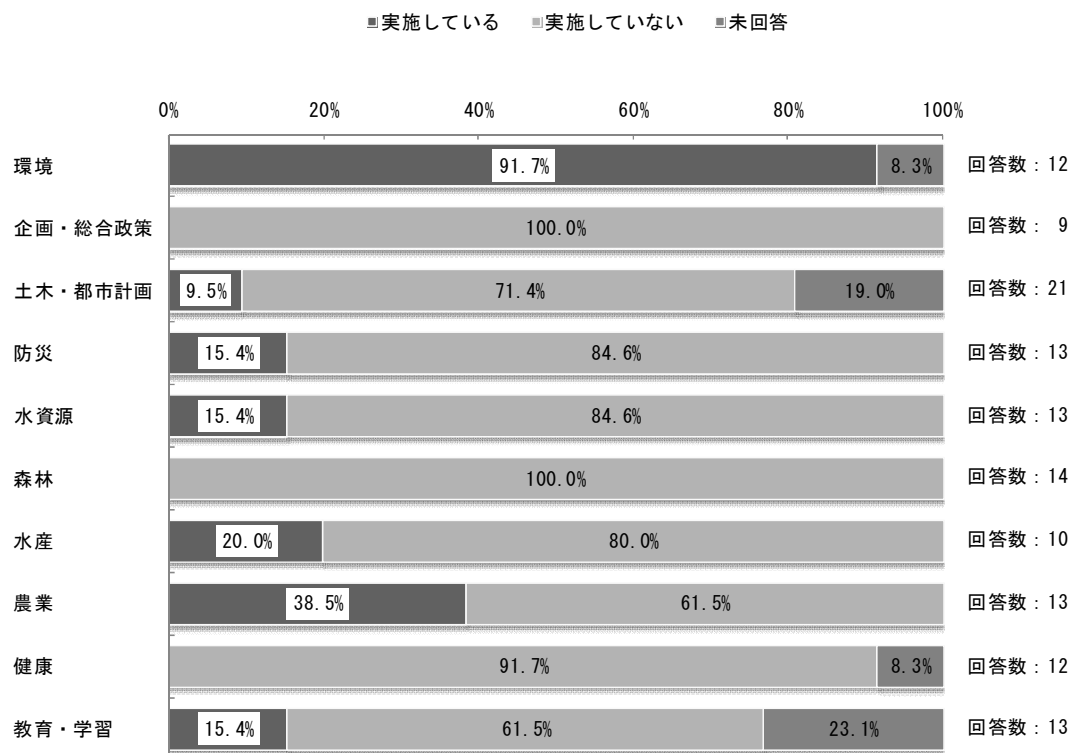
地方公共団体アンケート調査では、全体の約2割の部署で地球温暖化に関する情報発信が行われている。ほぼ全ての環境担当部署で情報発信が行われており、農業担当部署も4割程度で情報発信が行われている。

情報発信の内容は、大雨などの防災情報、農業・水産業における気温や水温の変化の情報、熱中症に関する情報などである。

適応策を検討・推進していくためには、多くの主体の参画が必要であり、積極的な情報発信と主体間のコミュニケーションが必要である。



■地球温暖化に関する情報発信の実施状況 (全体集計)



■地球温暖化に関する情報発信の実施状況 (部署別集計)

## ④適応策全般の課題及び分野別の課題

### a. 適応策全般

適応策は、①現状把握（モニタリング、データ収集）、②影響の予測、③計画・立案、④実施、⑤進捗・効果の評価、見直し、⑥計画・立案へのフィードバックというプロセスで進める。

適応策を推進する上では、各セクターが縦割りの発想で取り組むことが問題となる。限られた予算と人的資源で効果を得るには、分野共通の事項として情報基盤、モニタリング、研究開発、人材育成、普及啓発、合意形成、優先すべき課題の抽出、認識の共有を進め、組織一体として、適応策を効率的に実施していく必要がある。このため、各地方公共団体においては庁内で適応策の理念・目的・推進体制についての共通認識を持って取り組む必要がある。

その際、適応策の推進を条例などに位置づけ、行政ルールに則った手順で進めることが有効である。また、今後、各地方公共団体でマスタープランや環境計画などの関連計画を改訂したり、あるいは温暖化対策を再検討したりするときには、緩和についてのみ検討するのではなく、適応についても十分意識して検討することが重要である。つまり、既存の行政計画に適応の視点を盛り込むことで、適応の主流化を図り、PDCAサイクルを確立して、適応策を推進することが重要である。

さらに、適応策は、新たに特別なこと実施するのではなく、現在実施している浸水対策や品種改良などの対策に基づいて、将来、気候変動が起こったときにこれらを発展させて考えることが重要である。したがって、現在実施している施策・事業に、「気候変動のリスク」という要素を加えて見直し、将来に向けて今から備えるということが適応策の推進においては、より重要でかつ現実的である。

### b. 農業分野

九州・沖縄地方においては、水稻、野菜、果樹の生育不良、収量の減少、品質の低下や、畜産における熱ストレスの問題など、既に地球温暖化の影響が表れている。このため、農業分野における適応策は、他の分野よりも検討・実施が進んでいるが、農業分野は、地球温暖化の影響を受けやすい分野であるため、今後も短期的な影響への対応とともに、将来的な影響を考慮しつつ、適応策を推進していくことが課題である。

### c. 健康分野

九州・沖縄地方は気温の上昇により、熱中症のリスクが高まることが予想されている。既に、九州・沖縄の地方公共団体では、熱中症警戒情報の発信や、建物の断熱性等環境性能の向上、緑のカーテンの配置、クールミストの設置などの取組が進められているが、今後もきめ細やかな熱中症対策を進めていく必要がある。

一方、感染症については、九州・沖縄地方では、気温や海水温の上昇などにより、コレラなどの水系感染症やデング熱やチクングニア熱などの蚊媒介性感染症の発生が広がることが懸念される。したがって、感染症については水系、蚊の媒介、人の動き等ウィルス性病原体を運ぶファクターそれぞれに対するサーベイランスが必要である。また、調査結果を確認できるような専門家の体制、診断、ある程度感染症の流行が予測されたときに、ワ

クチン等の予防策がとれるかが重要であり、こうした適応策を推進していく必要がある。

#### d. 防災・水資源分野

九州・沖縄地方は、台風常襲地帯であるとともに、急峻な山地と急流河川が多いため、気象災害が多い状況にある。その上、九州・沖縄地方は、地球温暖化によって亜熱帯化が進みつつあることで、豪雨や台風の強大化、土砂災害の発生確率の増加や大規模化等、災害外力が強くなっている。したがって、「防災力」と「災害外力」のバランスを考慮した「災害免疫力」を高める必要がある。しかし、昨今の社会状況を踏まえると、大規模な防災基盤を整備していくことには限界があるため、防災分野においては、ハード的な対策とともに、人々の生命を守るためのソフト対策（例えば、防災情報の的確な発信、自主防災組織の設置などの共助の取組）を進めていく必要がある。また、防災分野での適応策を検討するにあたっては、例えば、福岡市における都市の浸水問題や佐賀県・佐賀市における低平地の降雨による災害や高潮の問題、沖縄県における赤土流出問題など、地域の脆弱性等も考慮する必要がある。

一方、水資源分野では、福岡市のようにもともと豊富な水資源を有していない地域では、渇水リスクが高く、海水の淡水化やダム建設などの取組が行われているが、九州地方では、近年は年降水量の変動が大きくなっており、降雨パターンの変化によっては、洪水リスクが高まる地域がある一方で、渇水リスクの高まる地域があることが予想される。したがって、渇水対策や節水などの適応策を進めることも重要である。

#### e. 森林・水産・生態系分野

森林分野では、温暖化との関係は明確ではないものの、九州山地などでニホンジカの増加と樹木の食害が深刻化している。また、マツ枯れの被害が激甚化している場所もある。さらに鹿児島県では秋口から冬場の最低気温の上昇によりシイタケ生産に影響を与えている。シカによる立木の被害については、森林生態系だけでなく林業の視点でも考えて、適応策を進める必要がある。マツ枯れについては、マツクイムシを媒介するカミキリムシの増加など、予想外のところにも温暖化の影響が出ているため、こうした間接的な影響も含めて適応策を検討する必要がある。

水産分野では、有明海や八代海では水温上昇によるノリ養殖適期の短期化や赤潮による養殖魚の被害が発生しており、鹿児島県本土域では南方系のホンダワラ類が確認されている。また、海水温の上昇や大雨に起因する赤土の流出などにより、サンゴの白化現象も発生している。そこで、水産分野では適切なモニタリングと環境変化への対応が求められている。

生態系分野では、水温上昇に伴いサンゴ分布域が北上していることや南方系昆虫等の侵入により、従来生息していた種が減少していることなどが確認されている。生態系分野においても適切なモニタリングや保全対策が必要である。

## (2) 地域主導の取組の推進

「地球温暖化による地域社会の変動予測―第九次自治制度研究会報告書―」では、第3節「地球温暖化に対して地域社会に求められる視点」において、『地球温暖化は我々の生活に確実に影響を与えつつあり、この流れを完全に止めるのは不可能なことであり、地球温暖化による変化を所与のものとして、いかに地域社会を適応させていくべきかという視点での政策（効果的・効率的な適応策：以下「賢い適応」という）に着手する必要がある。また、地球温暖化の進行は地域によってまちまちである。まずは、地球温暖化による気候変動に伴う地域の脆弱性評価を行った上で、事業分野間の優先順位の見直しなどを行うことが必要となる。このような脆弱性評価を行うためには、気候変動による影響のモニタリングが重要となる。このためには、研究者などの協力を得ながら実施することとなるが、特に都道府県の試験研究機関の果たすべき役割は少なくない。賢い適応を実現するためには、土地利用計画、都市計画、農業政策、自然保護政策、環境政策、防災計画、医療保健政策など、既存の政策分野や関連する諸計画の中に気候変動に対する適応の視点を組み込むことが不可欠である。そのためには、都道府県の関係者は、まず、地球温暖化によって地域がどのように変わりつつあるのか、また、将来、地域がどのように変化してしまうかについて理解を深め、単に各分野の政策をそれぞれの部局が推進するだけでなく、政策横断的な連携や情報の共有を図る必要がある。さらに、他の都道府県や都道府県内の市区町村、さらには国や大学等の研究機関とも積極的な連携や協力関係を構築することが求められる。都道府県は、まちづくりなど総合的な観点から、かつ、長期的な視野の下に賢い適応のための検討に直ちに取り組むべきである。』としており、都道府県における適応策推進の方向性が示されている。

気候変動への脆弱性や影響は地理的・社会的条件により対応は様々であり、地域によってとるべき適応策は異なる。適応は地域が主役の取組である。したがって、適応策は全国画一的な発想ではなく、地域特性に応じたテーマを各地域でしっかり考えてながら実施していくことが重要である。場合によっては、各地域で最も重要な問題に絞って適応策を進めることも考えられる。

平成23年度の検討調査では、平成22年11月に気候変動適応の方向性に関する検討会にてとりまとめられた、「気候変動適応の方向性」に掲げる「初動の5つのステップ」の手順に基づいて、熊本県をモデル地方公共団体として、地方公共団体具体的に適応策を進めていくため課題や手順を明らかにするためのケーススタディ（地域WG）を行った。

平成24年度は気候変動の将来影響を確認できる簡易推計ツールの実装が開始されるため、熊本県における地域WGを継続開催し、九州・沖縄地方のモデル的取組としてさらに検討・調査を進めていくことが期待される。

また、今後、公表が予定されている「適応策ガイドライン」を参考にしながら、九州・沖縄地方の各地方公共団体が地域特性に応じた適応策を推進していく必要がある。

さらに、地方公共団体等における温暖化影響の把握及び適応策の計画的推進の普及を図ることを目的として「気候変動適応社会をめざす地域フォーラム」（略称：地域適応フォーラム）が設立されている。地域適応フォーラムでは、全国の地方研究機関が実施している温暖化影響や適応策に関する研究情報の公開が行われており、今後、先進事例や支援ツ

ルの提供が予定されている。

九州・沖縄地方においても多くの地方公共団体やその研究機関等がこれに参加し、多くの主体の連携・協力により、地域主導の適応策推進に向けて活動を進めることが望まれる。

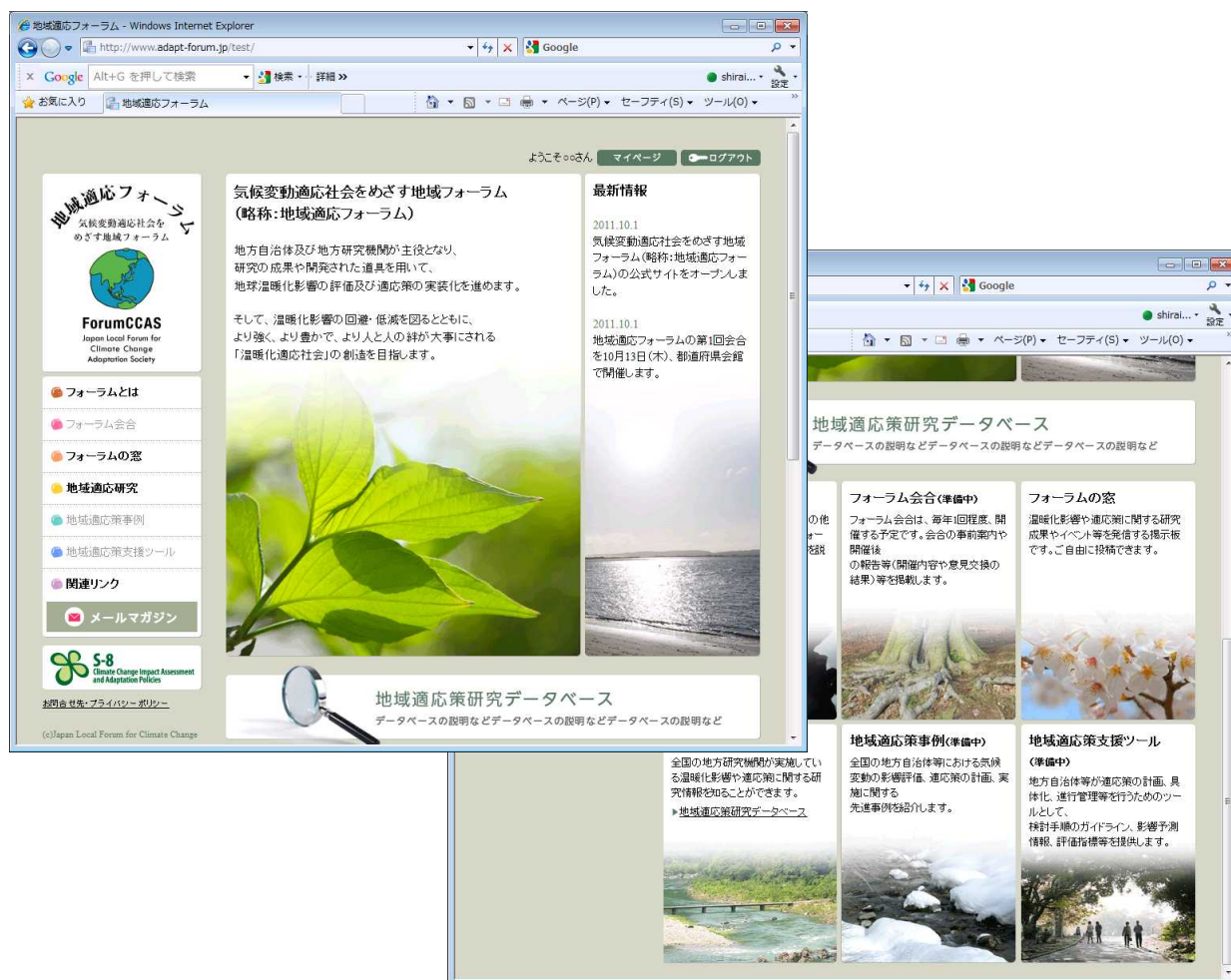
## ●気候変動適応社会をめざす地域フォーラムとは

### ★研究成果を活用して、適応策の普及を目指す。

「気候変動適応社会をめざす地域フォーラム」(略称：地域適応フォーラム)は、環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究プロジェクト(代表：三村信男茨城大学)の一環として、同研究プロジェクトにおける温暖化影響の将来予測結果等を活用して、地方自治体等における温暖化影響の把握及び適応策の計画的推進の普及を図ることを目的として設立された。<sup>25)</sup>

### ★専門的なノウハウや取組事例を共有する。

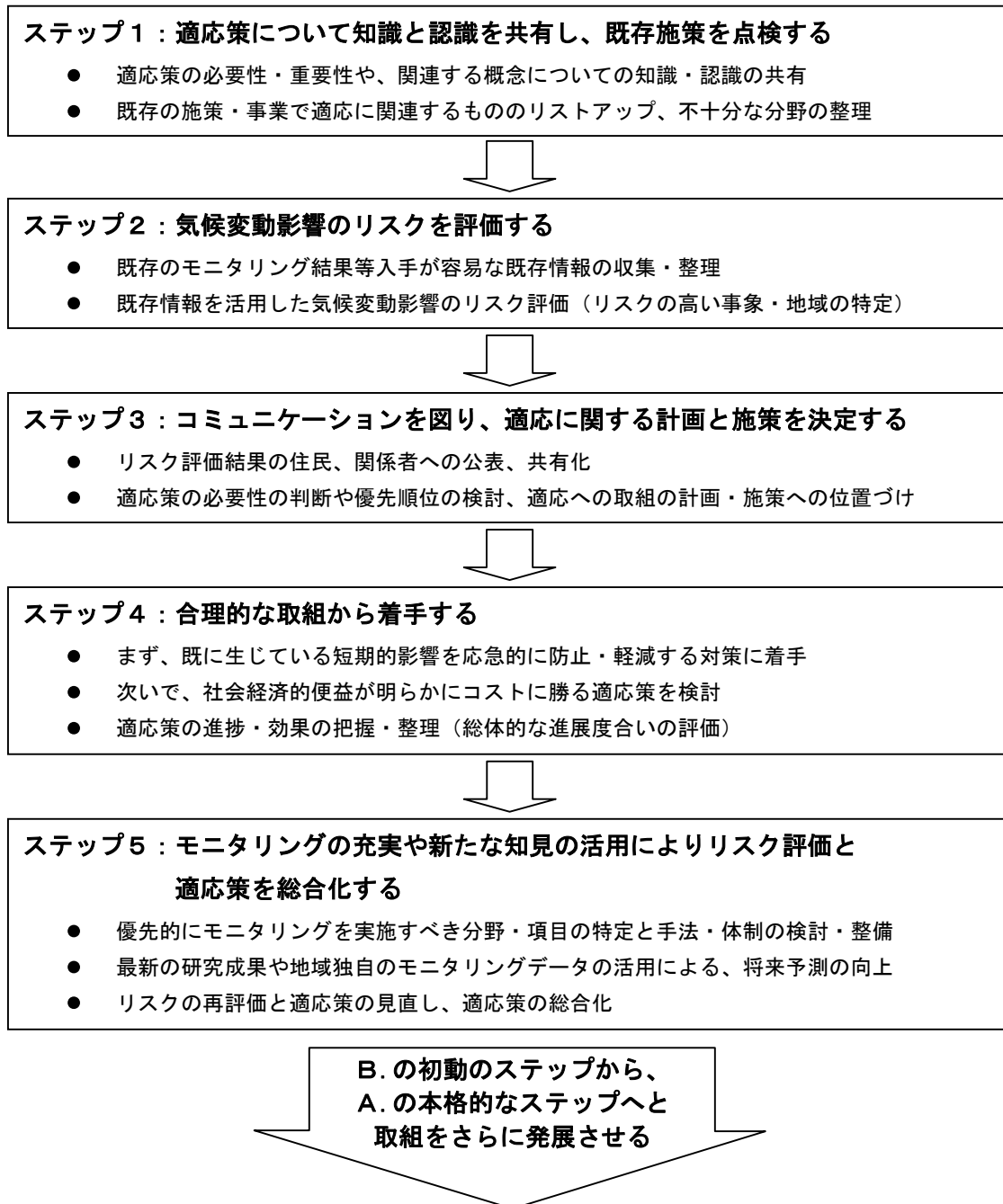
法政大学地域研究センター(温暖化影響プロジェクト)が事務局となり、温暖化影響・適応策に関する研究、あるいは温暖化影響・適応策に関する計画立案や進行管理等について、専門的なノウハウの共有、既存研究や地域施策の事例共有、人材交流・研修等を行う場として、活動をしていく。<sup>25)</sup>





### (3) 地方公共団体における適応策の検討手順と留意事項

地域WGの成果を踏まえて、「気候変動適応の方向性」に掲げる「初動の5つのステップ」の手順と各手順における留意事項を以下に示す。



■地域で適応策を進めていくための初動の5つのステップ<sup>26)</sup>

26) 「気候変動適応の方向性」（気候変動適応の方向性に関する検討会）

## ステップ1：適応策について知識と認識を共有し、既存施策を点検する

- ①緩和と適応からなる総合的な温暖化対策について、組織内で一定レベルの理解を共有する。

※適応策の重要性について理解を深める。また、気候変動の影響、脆弱性、対応力、リスク、適応等の概念についても一定レベルでの知識を共有する。さらに、関係部局間で、適応策に取り組むべきとの認識を共有する。

※「気候変動適応社会をめざす地域フォーラム」（略称：地域適応フォーラム）に参加し、専門家・行政機関・研究機関等との交流・連携を通じて、適応策の充実に貢献することが有効。

- ②既存の施策・事業の中で、気候変動・異常気象対応等、適応に関連したものを部局ごとにリストアップし、適応策が十分な分野と不十分な分野とを大まかかつ簡易に整理する。

※関連行政計画に示す施策や関係部署で実施あるいは実施が予定されている事業のうち、適応策に関するものを抽出する。

※「気候変動適応の方向性」（気候変動適応の方向性に関する検討会）に示す施策メニューを参考に整理する。

※気候変動の影響を意識して実施しているか否かも整理しておく。

※国、県、市町村、関係機関等の役割分担も考慮して整理する。

## ステップ2：気候変動影響のリスクを評価する

- ①気候変動及びその影響に関して、入手が容易な既存の情報を収集・整理する。

※過去の気象観測データや地方公共団体が独自に行った気象観測、分野毎の影響事例調査、住民からの聞き取りなども含まれる。

※地域データを収集する際には、庁内のデータだけでなく、国の指定統計（熱中症、水害統計等）等他の行政機関の情報や地元の大学等の持つ情報も利用する。

※可能な限り過去に遡り長期的な変動を確認する。

- ②収集した情報を活用して、気候変動の影響によるリスクの評価を行う。

※現状の知見・データで可能な範囲の簡易なランク分け等による定性的な検討によって、特にリスクが高い影響事象や地域を特定し、地域のリスクの総体的な状況を大まかにかつ簡易に捉える。

※地域独自のモニタリング結果、予測結果等のより具体的・体系的な評価ができるような知見・データの蓄積がある場合には、それを活用して、より精緻な評価を実施する。

### ステップ3：コミュニケーションを図り、適応に関する計画と施策を決定する

- ①リスク評価結果を住民、関係者に公表し、早い段階からリスクに関する情報と認識を広く共有化する。

※適応策の推進に向けて幅広い主体の参画を図るために、早い段階からコミュニケーションを図る。

- ②適応に関する庁内関係部局の連携向上を図りつつ、適応策の必要性の判断や優先順位の検討を行い、適応への取組を計画・施策に位置づける。

※効果的・効率的に適応への取組を進めるために、各分野の既存の計画や施策に適応の視点を組み込む。

### ステップ4：合理的な取組から着手する

- ①適応策の必要性の判断や優先順位の検討を行った上で、合理的な取組から始める。

※まず、既に生じている短期的影響を応急的に防止・軽減する施策に着手する。

- ②社会経済的便益が明らかにコストに勝る適応策を検討する。

※次に、将来の気候変動の程度に関わらず社会経済的便益を得られる適応策を検討する。

- ③適応策の実施後は、関係部局の連携により適応策の進捗や効果の把握・整理を行う。

※最初は、適応への取組の総体的な進捗度合いの評価から始め、個々の適応策の特定とその実施に向けた取組が進んだ段階では、個々の適応策の進捗・効果の評価等も行う。

### ステップ5：モニタリングの充実や新たな知見の活用によりリスク評価と適応策を総合化する

- ①リスク評価でデータ等が不足している分野・項目、それらの中でも当該地域で優先的にモニタリングを実施すべき分野・項目を特定し、これらに関するモニタリングを継続的に実施するための手法・体制を検討・整備する。

※地域特性を反映した適切な温暖化影響指標を設定してデータベース化し、継続的なデータ収集・分析を行う。

※影響がありそうな分野は深く掘り下げてデータを集める。

- ②予測評価に関する最新の研究成果の活用、あるいはモニタリングにより蓄積した地域独自のデータを活用した予測の実施により、将来予測についての知見を向上する。気候シナリオや影響評価については、必要に応じて、適切な機関の協力を得て実施する。

※【地球環境研究総合推進費「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」(S-8)研究(影響評価研究)との連携、簡易推計ツールの実装に手を挙げる】

- ③モニタリングの充実、将来予測に関する新たな知見の活用により、リスクを再評価するとともに、その結果をふまえて適応策のより適切な内容への見直し、適応策の総合化へと取組を進展させる。

具体的な検討の進め方は、今後公表される「適応策ガイドライン」も参照されたい。